

ID: 115

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町介護保険条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第5号		
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日